

地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約事務取扱規程 新旧対照表

新	旧
<p>(複数年度にまたがった契約)</p> <p>第 2 条の 2 会計規程第 45 条第 2 項の規定により複数年度にまたがった契約期間とすることが可能な契約及びその期間の上限は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約 慣行上合理的な期間</p> <p>(2) 神奈川県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年条例第 87 号。以下「条例」という。）に規定する契約 条例施行規則（平成 17 年規則第 150 号）に規定する期間（なお、条例施行規則の表条例第 1 号の規定に該当する契約のすべての項並びに条例第 2 号の規定に該当する契約のうち項 1 及び項 2 に係る契約について、契約期間の上限のただし書中「知事」とあるのは、「機種等選定会議（地方独立行政法人神奈川県立病院機構機種等選定会議要綱に基づき設置する機種等選定会議をいう。以下「選定会議」という。）で審議の上、経理責任者（会計規程第 7 条第 2 項に規定する経理責任者をいう。以下同じ。）」に、同表条例第 2 号の規定に該当する契約のうち項 3 以降に係る契約について、契約期間の上限のただし書中「知事」とあるのは、「選定会議で審議の上、法人の理事長」に読み替えるものとする。また、同表条例第 2 号の規定に該当する契約のうち項 15 中「神奈川県公営企業の業務に係る公金」とあるのは、「法人の業務に係る現金」に読み替えるものとする。）</p> <p>(3) 前号に規定するものを除き、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもので、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの、毎年 4 月 1 日から役務の提供を受ける必要があるもの等に係る契約が対象になるもので、院内管理、物流、滅菌、患者搬送、院内保育業務などの業務委託契約 3 年 ただし、選定会議で審議の上、理事長が特に認める場合は、この限りではない。</p> <p>(4) 医療機器等の保守委託契約（第 2 号に規定するものを除く。） 当該機器等の耐用年数 ただし、選定会議で審議の上、経理責任者が特に認める場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 工事請負契約（工事に係る設計、監理及びコンサルタント業務委託契約を含む。） 履行に必要な期間</p> <p>(6) 医療機器等購入契約 履行に必要な期間</p> <p>(7) 診療材料購入契約 3 年</p> <p>(8) 固定資産の貸付契約 地方独立行政法人神奈川県立病院機構固定資産貸付規程第 4 条第 1 項に規定する期間</p> <p>(9) 臨床研究の委託又は受託契約 履行に必要な期間</p> <p>(10) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第 2 条第 2 項に規定する特定事業に係る契約 当該事業を安定的に運営する上で必要な期間</p> <p>(11) 知的財産権の使用許諾に係る契約 慣行上合理的な期間</p> <p>(12) 保険契約 慣行上合理的な期間</p> <p>(13) その他理事長が特に認める契約 選定会議で審議の上、理事長が認める期間</p> <p>2 前項第 5 号及び第 6 号に規定する契約（保守点検業務委託を含む場合は当該業務委託を除いて見積額 2 千万円以上のものに限る。）、その他理事長が特に指定する契約について、複数年度にまたがった契約期間の契約を締結する場合は、予算で重要な複数年契約として定めておくこととす</p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p>る。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。 (経過措置) 2 この規程は、この規程の施行の日前に締結された契約については、なお従前の例による。</p>	<p>(新設)</p>